平成17年4月1日富山市規則第220号

改正 平成17年9月30日富山市規則第320号 平成26年3月31日富山市規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市都市公園条例(平成17年富山市条例第234号。 以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書)

第2条 条例第2条第2項に規定する申請書は、行為許可申請書 (様式第1号) によるものとする。

- 2 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項 及び第6条第2項に規定する申請書は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 公園施設の設置の許可申請 公園施設設置許可申請書 (様式第2号)
- (2) 公園施設の管理の許可申請 公園施設管理許可申請書 (様式第3号)
- (3) 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用する許可申請 公園占用許可申請書 (様式第4号)
- 3 前2項の申請に係る許可を受けたものが、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに許可事項変更許可申請書(様式第5号)を市長(条例第1条の6に規定する指定管理者管理施設(以下単に「指定管理者管理施設」という。)における第1項の申請に係る許可を受けた事項を変更しようとする場合にあっては、同条に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

(申請書の提出期限)

第3条 前条第1項及び第2項に規定する申請書の提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 行為許可申請書 行為開始30日前から3日前まで
- (2) 公園施設設置許可申請書及び公園施設管理許可申請書 設置又は管理開始 3 0 日前
- (3) 公園占用許可申請書 工事着手15日前(城址公園の場合にあっては30日前)
- 2 前項の規定にかかわらず、市長(指定管理者管理施設における前条第1項の申請にあっては、指定管理者。次条において同じ。)においてやむを得ない理由があると認めるときは、前項に規定する期間以後においても受理することができる。

(許可書の交付)

第4条 市長は、第2条に規定する申請書を受理したときは、速やかに当該申請 に係る許可又は不許可を決定し、別に定める許可書又は不許可の旨の書面を申請 者に交付するものとする。ただし、前条に規定する提出期限前の申請に対しては その決定を留保することができる。

(許可書の掲示及び提示)

第5条 法第5条第1項の許可を受けた者は、当該公園施設の見やすい場所にその許可書を掲示しておかなければならない。

- 2 法第6条第1項及び第3項の許可を受けた者は、市長の命じた職員が要求したときは、その許可書を提示しなければならない。
- 3 前項の規定は、条例第2条第1項及び第3項の許可を受けた者について準用する。この場合において、前項中「法第6条第1項及び第3項」とあるのは「条例第2条第1項及び第3項」と、「市長の命じた職員」とあるのは「市長の命じた職員(指定管理者管理施設にあっては、指定管理者の命じた者)」と読み替えるものとする。
- 4 条例の別表第3項第10号に係る占用の許可を受けた者は、当該占用現場の 見やすい場所に公園占用許可済の表示(様式第6号)をしなければならない。 (行為の禁止)

- 第6条 条例第4条第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 公園内で犬の訓練その他畜類を放すこと。
- (2) 前号に定めるもののほか、公園の管理又は利用に支障がある行為をすること。

(使用料の徴収方法)

- 第7条 条例第9条第1項に規定する使用料(以下「使用料」という。)は、市長の発行する納入通知書により納入しなければならない。
- 2 市長は、当該使用料の徴収に係る公園の使用又は占用等(以下「公園の使用」という。)の期間が6月を超える場合においては、次の各号に掲げる公園の使用期間の区分により、第1期の分は許可の際に、第2期以降の分は当該各号に掲げる期間の始めに当該使用料を徴収することができる。
- (1) 4月から9月まで
- (2) 10月から3月まで

(使用料の還付)

第8条 条例第9条第3項ただし書の規定により、使用料の全部又は一部の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

- 第9条 条例第10条に規定する使用料の減免を受けることのできる者は、公共的団体等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第157条第1項に規定する公共的団体等をいう。)及び市長が特に必要と認めるもので、公益的目的をもって公園の使用をなす場合でなければならない。
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(公示及び閲覧の場所)

- 第10条 条例第15条第1項第1号の規則で定める場所は、富山市公告式条例 (平成17年富山市条例第29号)第2条第2項に規定する掲示場とする。
- 2 条例第15条第2項の規則で定める場所は、富山市建設部公園緑地課とする。 (届書)
- 第11条 条例第19条の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 条例第19条第1号の規定による届出 工事着手(完了)届(様式第9号)
- (2) 条例第19条第2号の規定による届出 公園施設設置(施設管理・占用)休止・廃止届(様式第10号)
- (3) 条例第19条第3号の規定による届出 原状回復届 (様式第11号) (身分証明書)
- 第12条 第5条第2項(同条第3項で準用する場合を含む。)の規定により市長の命じた職員は、職務につくときはその身分を示す身分証明書(様式第12号)を携帯し、関係者の要求があったときはこれを提示しなければならない。
- 2 第5条第3項において準用する同条第2項に規定する指定管理者の命じた者に係る身分の証明は、前項の規定の例による。

(細則)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市都市公園条例施行規則 (昭和46年富山市規則第14号)、大沢野町都市公園条例施行規則(昭和63年大沢野町規則第11号)、大山町都市公園条例施行規則(昭和55年大山町規則第2号)、八尾町都市公園条例施行規則(昭和62年八尾町規則第284号) 又は婦中町都市公園使用規則(昭和60年婦中町規則第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年9月30日富山市規則第320号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則(平成26年3月31日富山市規則第35号) この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規 定は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

行為許可申請書

年 月 日

(あて先)

住 所

氏 名 🗊

団体名

電 話

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1	行 為	, †	る	公屋	名					公	遠
2	行	為	の	場	所						
3	行為	の目	的	及び!	为 容						
4	行	為	の	期	間	年	月	日から	時	分から	
4	11	নন্য	0)	朔	l±1	年	月	日まで	時	分まで	
5	参加(及び	観覧	見込)	人員	参加人员	Į	人 観覧	見込人	員 /	
6	*	使		用	料						円

注:※印欄は記入しないでください。

添付書類:行為の場所の見取り図詳細に記入してください。

公園施設設置許可申請書

年 月 日

(あて先)富山市長

住 所

氏 名

電 話

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1	施設を設置する公園 名				公	園
2	設置場所及び面積					m^2
3	施設の種類及び数量					
4	施設の設置目的					
5	施設の設置期間	年 年	月 月	日から 日まで		
6	施 設 の 構 造					
7	施設の管理方法					
8	設置及び管理に要す る資金計画					
9	設置工事の実施方法					
10	施設の工事期間	年 年	月 月	日から 日まで		
11	公園の復旧方法					
12	※ 使 用 料	1月につき		円		

注:※印欄は記入しないでください。

添付書類:位置図、見取図、設計図、仕様書など

公園施設管理許可申請書

年 月 日

(あて先)富山市長

住 所

氏 名

(1)

電 話

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1	施	設の	ある	公園	图名					公	園
2	施調面和	役の記 責	设置均	揚所 2	及び						m^2
3	施記	受の和	重類》	及び数	汝量						
4	管	理	の	Ħ	的						
5	管	理	の	期	間	年	月	日から			
	B	生	•	791	l±1	年	月	日まで			
6	管	理	Ø	方	法						
7	管理画	里に要	更する	る資金	金計						
8	*	使		用	料	1月につき		円			

注:※印欄は記入しないでください。 添付書類:位置図、見取図など

公園占用許可申請書

年 月 日

(あて先)富山市長

住 所

氏 名

1

電 話

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1	公	遠	の	名	称					公	遠
2	占,	用の場	所.	及び面	i積						m^2
3		用物件 び数量		種類構	造						
4	占	用	の	目	的						
5	Ŀ	Ħ	の	ĦΠ	間	年	月	日から			
ວ	占	用	0)	期	[F]	年	月	日まで			
6	管	理	の	方	法						
7	工	事 実	施	の方	法						
8	工	事	の	期	間	年	月	日から			
0	上	→	0)	刔	[F]	年	月	日まで			
9	公	園の	復	旧方	法						
10	*	使		用	料	1月につき		円			
10	**	便		Ж	什	1日につき		円			

注:※印欄は記入しないでください。

添付書類:位置図、見取図、設計図、仕様書など

許可事項変更許可申請書

年 月 日

(あて先)

住 所

氏 名

電 話

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1	許可の年月日・番号		年	月	Ħ	第	号			
2	許可にかかる公園の 名称							公	烹	
3	変更しようとする許 可事項									
4	許可事項の内容									
5	変更しようとする内 容									
6	変更しようとする理 由									

様式第6号(第5条関係)

		35cm以上	\Rightarrow
\uparrow		公 園 占 用 許 可 済	
	許可年月日番号	年 月 日 第 号	
25cm以上	許可を受けた者の 住 所 ・ 氏 名		
	占用の目的		
\downarrow	占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	

使用料還付申請書

年 月 日

(あて先)富山市長

住 所

氏 名

雷言

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1	許可の年月日・番号	年	月	日	第	뭉	
2	許可にかかる公園の 名称					公	園
3	許 可 事 項						
4	納入した使用料						円
5	還付申請の理由						
6	※ 還 付 金 額						円

注:※印欄は記入しないでください。

使用料減免申請書

年 月 日

(あて先)富山市長

住 所

氏 名

電 話

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1	許可	可の	年月	月日	• 番	\$号		年	月	日	第	号		
2	許和名		カンズ	かる	公園	 の							公	園
3	許		可	事	F	項								
4	使		F	Ħ		料								円
5	減	免	申	請	理	由								
6	*	減	免	す	る	額								円

注:※印欄は記入しないでください。

工事着手届

年 月 日

(あて先)富山市長

住 所

氏 名

電 話

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

次のとおりお届けします。

1	許可の年月日・番号		年	月	日	第	号		
2	許可にかかる公園の 名称							公	遠
3	公園施設又は占用物 件の名称								
	設置期間	年	月	日から					
4	占 用 間	年	月	日まで					
5	工事着手年月日	年	月	日					
6	工事完了年月日	年	月	日					

様式第10号(第11条関係)

施設の設置 休止 公園 施設の管理 廃止 届 占 用

年 月 日

(あて先)富山市長

住 所

氏 名

Œ

電 話

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

次のとおりお届けします。

1	許可	丁の生	年月日	日・福	番号			;	年	月	日	第		号
2	許可名称		かかる	5公園	園の							生	ì	遠
3		園施記 2名科	設又 <i>[</i>	ま占月	目物									
4	休	止	Ø	期	間	年	月	日か	ら	年	J	1	日	まで
5	廃	止	Ø	期	日	年	月	日						
6	休廃	止止	Ø	理	由									

原状回復届

年 月 日

(あて先)富山市長

住 所

氏 名

電 話

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

次のとおりお届けします。

1	許可の年月日・番号				年	月	日	第	号
2	許可にかかる公園の 名称							公	園
3	公園施設又は占用物 件の名称								
4	公園の使用期間	年	月	日から					
4	公園の使用期間	年	月	日まで					
5	原状回復年月日	年	月	日					

様式第12号(第12条関係)

(表)

身 分 証 明 書

第 号

職 氏 名

上記の者は、富山市都市公園条例施行規則第5条第2項(同条第3項で準用する場合を含む。)による職務を命じた職員である。

有効期間年 月 日から年 月 日まで

年 月 日

富山市長

(裏)

富山市都市公園条例施行規則抜萃

(許可書の掲示及び提示)

第5条

- 2 法第6条第1項及び第3項の許可を受けた者は、市長の命じた職員が要求したときは、 その許可書を提示しなければならない。
- 3 前項の規定は、条例第2条第1項及び第3項の許可を受けた者について準用する。この 場合において、前項中「法第6条第1項及び第3項」とあるのは「条例第2条第1項及び第 3項」と、「市長の命じた職員」とあるのは「市長の命じた職員(指定管理者管理施設に あっては、指定管理者の命じた者)」と読み替えるものとする。